

一般社団法人 日本リーダーシップ学会

リーダーシップ学会賞規程

(目的)

第1条 一般社団法人 日本リーダーシップ学会は、定款第4条に定める各事業項目においてその発展に多大の影響と貢献を与えた業績を表彰するために、リーダーシップ学会賞を設ける

(理念)

第2条 リーダーシップ学会賞は以下の各号にあげる特に優れた業績を挙げた個人または団体に対して贈呈する、但し個人は会員、団体には1名以上の会員を含むとする

(1) 新しい効果的な教育理念、方法や、手段等を実践して、リーダーシップ研究・教育等の質的向上に多大な貢献を与えた波及性の高い業績

(2) リーダーシップ研究・教育等の効果を格段に高めた優れた革新的システムの開発・導入や、教育論文、教科書、参考書の出版等の業績

(3) リーダーシップ研究・教育等の発展に多大な寄与が周知されている優れた業績

(4) 企業や団体によるリーダーシップ研究・教育等で地域・教育機関等との連携、貢献において優れた業績

(5) リーダーシップ研究・教育等の分野において、一定の業績があり、かつ、意欲的で更なる発展が望める若手による優れた業績

(表彰部門の種類)

第3条 リーダーシップ研究・教育等は以下の6つの部門で構成され、その実践、活動が継続中もしくは2年程度以内に終了した業績を対象とする

(1) 業績部門：リーダーシップ研究・教育等の分野において、効果的な業績を挙げた、個人もしくは複数の連名者または団体

(2) 論文・論説部門：リーダーシップ研究・教育等の分野における優秀な論文、論説の著者。原則として対象は査読付きとする

(3) 著作部門：工学・リーダーシップ研究・教育等に関する優れた著作物、例えば教科書・参考書等の著者、編者

(4) 功績部門：リーダーシップ研究・教育等の発展に長年にわたり寄与した顕著な功績を挙げた、原則として個人

(5) 奨励部門：リーダーシップ研究・教育等の分野において、一定の業績があり、かつ、意欲的で更なる発展が望める実践に取り組む、40歳未満の個人もしくは全員が40歳未満の複数の連名者(年齢は受賞年度の4月1日現在とする)

(6) 研究論文発表部門：リーダーシップ研究・教育等の分野において、研究講演会等で優秀な研究論文を発表した原則として個人

(授与)

第4条 上記各部門の表彰については、日本リーダーシップ学会長が行う

(受賞資格)

第5条 業績部門、論文・論説部門、著作部門、功績部門については、同一の機関または候補が、同種の業績で既に本学会から過去に受賞している場合は、受賞の対象としない。

なお、奨励部門および研究論文発表部門の受賞は、その後の他部門での受賞の妨げとはしない

(応募資格)

第6条 候補者は、所属長、会員、本人などに推薦されたリーダーシップ研究，教育，学会活動推進等に携わる個人または団体とする

(応募方法)

第7条 推薦は、次の事項を所定の書面により、所定の期日までに日本リーダーシップ学会長宛てに提出するものとする

(1) 候補者の氏名、所属機関、経歴

(2) 推薦理由と業績内容説明書

(3) 推薦者の氏名、所属機関名

(選考と決定)

第8条 選考は常務理事会が行い、理事会にて決定する

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は理事会の承認を要する

(その他)

第10条 本規程は2025年7月1日より施行する